

福井県後期高齢者医療広域連合告示第17号

令和元年12月23日から福井県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日福井県指令市第43号）第12条第2項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日までの間、福井県後期高齢者医療広域連合公文書等の中にある福井県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年2月1日規則第5号）別表に規定する「福井県後期高齢者医療広域連合長之印」の印影は、同表に規定する「福井県後期高齢者医療広域連合長職務代理人之印」の印影とみなす。

令和元年12月20日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村 新一